政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規程に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年４月 16 日

独立行政法人交通安全環境研究所

◎調達機関番号　548　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等

独立行政法人交通安全環境研究所における政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続

（http://www.ntsel.go.jp/disclose/gyomu/seifutyoutatsu.pdf参照）

２　この公表に関する問い合わせ先

独立行政法人交通安全環境研究所

総務課契約係

ＴＥＬ0422―41―3206

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成 26 年４月 16 日

自動車検査独立行政法人

◎調達機関番号　559　◎所在地番号　13

１　改正した細則

自動車検査独立行政法人契約事務実施細則（平成14年自動車検査独立行政法人細則第９号）

自動車検査独立行政法人の政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続に関する細則（平成14年自動車検査独立行政法人細則第11号）

なお、詳細については、ホームページ（http://www.navi.go.jp/info/contract.html）により公表する。

２　問い合わせ先

自動車検査独立行政法人　総務部会計課

電話03―5363―3443

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年４月 16 日

国立大学法人宮城教育大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04

１　改正された規程の名称等

国立大学法人宮城教育大学政府調達事務要項（http://www.miyakyo-u.ac.jp/su/regulation/kiteis/7-19_seifu-chotatsu-yoko.pdf参照）

２　この公表に関する問合せ先

国立大学法人宮城教育大学　財務課調達係

電話022―214―3319

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年４月 16 日

国立大学法人筑波技術大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　08

１　改正された規則の名称等

国立大学法人筑波技術大学政府調達事務取扱規程

（http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/kisoku/zaimukaikei/06-12.pdf参照）

２　この公表に関する問合せ先

国立大学法人筑波技術大学　財務課契約係

ＴＥＬ029―858―9319

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年４月 16 日

国立大学法人山口大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　35

１　改正された規則の名称等

国立大学法人山口大学政府調達事務取扱要項（http://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~syukei/seifuchoutatu.html参照）

２　この公表に関する問合せ先

国立大学法人山口大学　財務部財務課財務企画係

ＴＥＬ083―933―5100

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年４月 16 日

国立大学法人大分大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　44

１　改正された規則の名称等

国立大学法人大分大学政府調達事務取扱規程（http://www.oita-u.ac.jp/01oshirase/chotatsu/seifutyotatsu.html　参照）

２　この公表に関する問合せ先

国立大学法人大分大学財務部経理課

ＴＥＬ097―554―7417

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年４月 16 日

日本私立学校振興・共済事業団

◎調達機関番号　404　◎所在地番号　13

１　改正された規程の名称等

日本私立学校振興・共済事業団会計規程の特例を定める規程

（http://www.shigaku.go.jp/g_kiteitou.htm参照）

２　この公表に関する問合せ先

日本私立学校振興・共済事業団財務部契約課

ＴＥＬ03―3813―5321

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年４月 16 日

株式会社日本政策金融公庫

◎調達機関番号　127　◎所在地番号　13

政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達規則

（趣旨）

第１条　この規則は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、公庫の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、契約規則の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものである。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。

⑵　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。

⑶　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

⑷　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。